

◎政治資金規正法の一部を改正する法律案新旧対照表
○政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）
(抄)

(傍線部分は改正部分)

現 行		(令和四年法律第六十八号による改正後)
政治資金規正法目次		
3	2	1 政治資金規正法目次
3	2	第一章～第四章 [略]
3	2	第五章 寄附に関する制限
3	2	第六章・第七章 [略]
3	2	附則
	1	(基本理念)
	1	第二条 [略]
	1	〔略〕
	2	(基本理念)
	2	第二条 [略]
	2	〔新設〕
	2	〔略〕
	3	(基本理念)
	3	第二条 [略]
	3	〔略〕
	3	〔略〕
第四条	この法律において「収入」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の收受で、第八条の四各号に掲げる方法による運用のために供与し、又は交付した金銭等（金銭その他政令で定める財産上の利	第四条 この法律において「収入」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の收受で、第八条の三各号に掲げる方法による運用のために供与し、又は交付した金銭等（金銭その他政令で定める財産上の利

益をいう。以下同じ。）の当該運用に係る当該金銭等に相当する金銭等の收受以外のものをいう。

2・3 [略]

4 この法律において「政治活動に関する寄附」とは、政治団体に対してされる寄附若しくは公職の候補者の政治活動（選挙運動を含む。）に関する寄附又は次条第三項の規定により寄附とみなされる同項の政治資金パーティーの対価の支払をいう。

5 この法律において「支出」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、第八条の四各号に掲げる方法による運用のためにする金銭等の供与又は交付以外のものをいう。

第五条 [略]

2 [略]

3 | この法律の規定を適用するについては、政治資金パーティー（対価を徴収して行われる催物で、当該催物の対価に係る収入の金額から当該催物に要する経費の金額を差し引いた残額を当該催物を開催した者又はその者以外の者の政治活動（選挙運動を含む。これらの者が政治団体である場合には、その活動）に関し支出することとされているものをいう。以下同じ。）の対価の支払は、寄附とみなす。

（政治資金パーティーの開催）

第八条の二 政治資金パーティーは、政治団体によつて開催されるよ

益をいう。以下同じ。）の当該運用に係る当該金銭等に相当する金銭等の收受以外のものをいう。

2・3 [略]

4 この法律において「政治活動に関する寄附」とは、政治団体に対してされる寄附又は公職の候補者の政治活動（選挙運動を含む。）に関する寄附をいう。

5 この法律において「支出」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、第八条の三各号に掲げる方法による運用のためにする金銭等の供与又は交付以外のものをいう。

第五条 [略]

2 [略]

〔新設〕

（政治資金パーティーの開催）

第八条の二 政治資金パーティー（対価を徴収して行われる催物で、

うにしなければならない。

当該催物の対価に係る収入の金額から当該催物に要する経費の金額を差し引いた残額を当該催物を開催した者又はその者以外の者の政治活動（選挙運動を含む。これらの者が政治団体である場合は、その活動）に関し支出することとされているものをいう。以下同じ。）は、政治団体によつて開催されるようにならなければならぬ。

2|

政治資金パーティーを開催する者は、当該政治資金パーティーの対価の支払を受けようとするときは、あらかじめ、当該対価の支払をする者に対し、当該対価の支払が政治資金パーティーの対価の支払であり、政治活動に関する寄附となる旨を書面により告知しなければならない。

3|

前項に規定する告知に係る書面に記載すべき文言については、総務省令で定める。

（渡切りの方法による支出の禁止）

第八条の三 政治団体の経費の支出は、当該政治団体の役職員又は構

成員に対する渡切りの方法によつては、することができない。

（政治団体及び公職の候補者の政治資金の運用）

第八条の四 政治団体はその有する金銭等を、公職の候補者はその者が受けた選挙運動に関する寄附その他の政治資金に係る金銭等を、次に掲げる方法以外の方法により運用してはならない。

一 [略]

（政治団体及び公職の候補者の政治資金の運用）

第八条の三 政治団体はその有する金銭等を、公職の候補者はその者が政党から受けた政治活動に関する寄附その他の政治資金に係る金銭等を、次に掲げる方法以外の方法により運用してはならない。

一 [略]

二　国債証券、地方債証券、政府保証債券（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）又は銀行、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券（第九条第一項第三号口において「国債証券等」という。）の取得

三　〔略〕

（政治団体の代表者の監督）

第八条の五　政治団体の代表者は、当該政治団体及びその会計責任者がこの法律の規定に違反することのないように、当該政治団体及び当該会計責任者を監督しなければならない。

（会計帳簿の備付け及び記載）

第九条　政治団体の会計責任者（会計責任者に事故があり、又は会計責任者が欠けた場合にあつては、その職務を行うべき者。第十五条を除き、以下同じ。）（会計帳簿の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。）は、会計帳簿を備え、これに当該政治団体に係る次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　全ての収入及びこれに関する次に掲げる事項

イ　〔略〕

ロ　寄附（第二十二条の三第二項に規定する寄附を除く。以下ロ及び第十二条第一項第一号口において同じ。）については、その寄附をした者の氏名、住所及び職業（寄附をした者が団体で

〔新設〕

（会計帳簿の備付け及び記載）

第九条　政治団体の会計責任者（会計責任者に事故があり、又は会計責任者が欠けた場合にあつては、その職務を行うべき者。第十五条を除き、以下同じ。）（会計帳簿の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。）は、会計帳簿を備え、これに当該政治団体に係る次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　すべての収入及びこれに関する次に掲げる事項

イ　〔略〕

ロ　寄附（第二十二条の六第二項に規定する寄附を除く。以下ロ及び第十二条第一項第一号口において同じ。）については、その寄附をした者の氏名、住所及び職業（寄附をした者が団体で

二　国債証券、地方債証券、政府保証債券（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）又は銀行、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券（次条第一項第三号口において「国債証券等」という。）の取得

三　〔略〕

ある場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。次条及び第十二条第一項第一号口において同じ。）並びに当該寄附の金額（金銭以外の財産上の利益については、時価に見積もつた金額。以下同条までにおいて同じ。）及び年月日

ハ
〔略〕

二 第二十二条の三第二項に規定する寄附については、同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに当該年月日及び場所

〔削る〕

ホ 政治資金パーティーの対価に係る収入については、政治資金パーティーごとに、その名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額

ある場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。次条第一項及び第二項並びに第十二条第一項第一号口において同じ。）・当該寄附の金額（金銭以外の財産上の利益については、時価に見積もつた金額。以下同条までにおいて同じ。）及び年月日並びに当該寄附をした者が第二十二条の五第一項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定するものであるときはその旨

ハ
〔略〕

二 第二十二条の六第二項に規定する寄附については、同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに当該年月日及び場所

ホ 機関紙誌の発行その他の事業による収入については、その事業の種類並びに当該種類ごとの金額及び収入年月日

ヘ 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち政治資金パーティーの対価に係る収入については、政治資金パーティーごとに、その名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額並びに対価の支払をした者の氏名、住所及び職業（対価の支払をした者が団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。次条第三項及び第十二条第一項第一号トにおいて同じ。）並びに当該対価の支払に係る収入の金額及び年月日

ヘ 機関紙誌の発行その他の事業による収入については、その事

業の種類並びに当該種類ごとの金額及び収入年月日

〔新設〕

〔削る〕

ト 政治資金パーティーの対価に係る収入のうち次条第三項の
対価の支払のあつせんをされたものについては、政治資金パー
ティーゼーとに、当該対価の支払のあつせんをした者の氏名、住
所及び職業(対価の支払のあつせんをした者が団体である場合
には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。同
項及び第十二条第一項第一号チにおいて同じ。)並びに当該対
価の支払のあつせんに係る収入の金額、これを集めた期間及び
これが当該政治団体に提供された年月日

ト 借入金については、その借入先、当該借入先ごとの金額及び

借入年月日

チ その他の収入については、その基団となつた事実並びにその

金額及び年月日

二 全ての支出(当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者
と意思を通じてされた支出を含む。以下この条、第十二条、第十
七条、第十九条の十一、第十九条の十三及び第十九条の十六にお
いて同じ。)並びに支出を受けた者の氏名及び住所(支出を受け
た者が団体である場合には、その名称及び主たる事務所の所在
地。次条第一項及び第十二条第一項第二号において同じ。)並び
にその支出の目的、金額及び年月日

三 〔略〕

2

(会計責任者に対する明細書の提出)

リ 〔同上〕

二 すべての支出(当該政治団体のためにその代表者又は会計責任
者と意思を通じてされた支出を含む。以下この条、第十二条、第十
七条、第十九条の十一、第十九条の十三及び第十九条の十六にお
いて同じ。)並びに支出を受けた者の氏名及び住所(支出を受け
た者が団体である場合には、その名称及び主たる事務所の所在
地。次条第一項及び第十二条第一項第二号において同じ。)並び
にその支出の目的、金額及び年月日

三 〔略〕

2

(会計責任者に対する明細書の提出)

第十条　〔略〕

2　〔略〕

〔削る〕

3 | 第十条　〔略〕
2　〔略〕

政治団体のために政治資金パー・ティーの対価の支払のあつせん（特定の政治団体のために政治資金パー・ティーの対価として支払われる金銭等を集めて、これを当該政治団体に提供することをいう。以下同じ。）をした者は、その対価の支払のあつせんを終えた日から七日以内に、当該対価の支払をした者及び当該対価の支払があつせんをした者の氏名、住所及び職業、当該支払われた対価の金額及び年月日並びに当該対価の支払のあつせんに係る金額及びこれを集めた期間を記載した明細書を会計責任者に提出しなければならない。

（報告書の提出）

第十二条　政治団体の会計責任者（報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。）は、毎年十二月三十一日現在で、当該政治団体に係るその年における収入、支出その他の事項で次に掲げるもの（これらの事項がないときは、その旨）を記載した報告書を、その日の翌日から三月以内（その間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合（第二十条第一項において「報告書の提出期限が延長される場合」という。）には、四月以内）に、第六条第一項各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出しなければならない。

（報告書の提出）

第十二条　政治団体の会計責任者（報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。）は、毎年十二月三十一日現在で、当該政治団体に係るその年における収入、支出その他の事項で次に掲げるもの（これらの事項がないときは、その旨）を記載した報告書を、その日の翌日から三月以内（その間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合（第二十条第一項において「報告書の提出期限が延長される場合」という。）には、四月以内）に、第六条第一項各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出しなければならない。

一 全ての収入について、その総額及び総務省令で定める項目別の金額並びに次に掲げる事項

イ 「略」

ロ 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が年間五万円を超えるものについては、その寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日

一 すべての収入について、その総額及び総務省令で定める項目別の金額並びに次に掲げる事項

イ 「略」

ロ 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が年間五万円を超えるものについては、その寄附をした者の氏名、住所及び職業、当該寄附の金額及び年月日並びに当該寄附をした者が第二十二条の五第一項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定するものであるときはその旨

ハ 「略」

二 第二十二条の三第二項に規定する寄附については、同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに当該年月日及び場所

〔削る〕

ハ 「略」

二 第二十二条の六第二項に規定する寄附については、同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに当該年月日及び場所

ホ 機関紙誌の発行その他の事業による収入については、その事業の種類及び当該種類ごとの金額

ヘ 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち、特定パーテイー

バーイーの対価に係る収入の金額が千万円以上であるものをいう。以下この条及び第十八条の二において同じ。) 又は特定パーテイーによる場合においては、これらのパーテイーごとに、その名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額

額

ヘ 機関紙誌の発行その他の事業による収入については、その事

業の新設

払をした者の数

業の種類及び当該種類ごとの金額

〔削る〕

〔削る〕

ト　一の政治資金パーティーの対価に係る収入（報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前における収入を含む。）のうち、同一の者からの政治資金パーティーの対価の支払で、その金額の合計額が二十万円を超えるものについては、その年における対価の支払について、当該対価の支払をした者の氏名、住所及び職業並びに当該対価の支払に係る収入の金額及び年月日

ト　借入金については、借入先及び当該借入先ごとの金額

チ　その他の収入（寄附並びにイ、ヘ及びトの収入以外の収入で一件当たりの金額（数回にわたつてされたときは、その合計金額）が十万円以上のものに限る。）については、その基団となつた事実並びにその金額及び年月日

二　全ての支出について、その総額及び総務省令で定める項目別の金額並びに人件費、光熱水費その他の総務省令で定める経費以外の経費の支出（一件当たりの金額（数回にわたつてされたと

リ　〔同上〕

ヌ　その他の収入（寄附並びにイ、ホ及びリの収入以外の収入で一件当たりの金額（数回にわたつてされたときは、その合計金額）が十万円以上のものに限る。）については、その基団となつた事実並びにその金額及び年月日

二　すべての支出について、その総額及び総務省令で定める項目別の金額並びに人件費、光熱水費その他の総務省令で定める経費以外の経費の支出（一件当たりの金額（数回にわたつてされたと

は、その合計金額)が五万円以上のものに限る。)について、その支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日

三　〔略〕

3　政治団体の会計責任者(会計責任者の職務を補佐する者を含む。)は、第一項第一号ホの特定パートナー又は政治資金パートナーの対価に係る収入のうち、同項の規定により報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前において收受されたものがある場合において、当該特定パートナー又は政治資金パートナーに係る事項について

同項の規定により報告書を提出するときは、当該報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前において收受されたものについて同号ホに掲げる事項を併せて記載しなければならない。

4　〔略〕

第十三条　前条第一項の規定は、政治団体の会計責任者が同項の規定により報告すべき寄附以外の寄附について、同項の規定による報告書に同項の規定により報告すべき寄附に準じて記載することを妨げるものではない。

(会計帳簿等の保存)

きは、その合計金額)が五万円以上のものに限る。)について、その支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日

三　〔略〕

3　政治団体の会計責任者(会計責任者の職務を補佐する者を含む。)は、第一項第一号ヘからチまでの特定パートナー又は政治資金パートナーの対価に係る収入のうち、同項の規定により報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前において收受されたものがある場合において、当該特定パートナー又は政治資金パートナーに係る事項について同項の規定により報告書を提出するときは、当該報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前において收受されたものについて同号ヘからチまでに掲げる事項を併せて記載しなければならない。

4　〔略〕

第十三条　前条第一項の規定は、政治団体の会計責任者が同項の規定により報告すべき寄附以外の寄附について、同項の規定による報告書に同項の規定により報告すべき寄附に準じて記載することを妨げるものではない。政治資金パートナーの対価に係る収入についても、同様とする。

(会計帳簿等の保存)

第十六条 政治団体の会計責任者（政治団体が次条第一項の規定に該当する場合にあつては、当該政治団体の会計責任者であつた者）は、会計帳簿、明細書、領収書等及び振込明細書を、第二十条第一項の規定によりこれらに係る報告書の要旨が公表された日から三年を経過する日まで保存しなければならない。

〔削る〕

（政治団体の支部）

第十八条 政治団体（政治資金団体を除く。）が支部を有する場合は、当該政治団体の本部及び支部は、それぞれ一の政治団体とみなしてこの章の規定（これに係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、第六条第五項、第六条の二、第七条の二第三項、第十四条（前条第四項において準用する場合を含む。）及び次条の規定は、当該政治団体の支部については適用がないものとし、第九条第一項第一号チ中「その他の収入」とあるのは「その他の収入（寄附並びにイ、ヘ及びトの収入並びに第十八条第三項に規定する交付金以外の収入をいう。）」と、第十二条第一項第一号チ中「トの収入」とあるのは「トの収入並びに第十八条第四項に規定する交付金」とし、その他のこの章の規定の当該政治団体の本部及び支部についての適用に關し必要な技術的読替えその他必要な事項は、政令で定め

第十六条 政治団体の会計責任者（政治団体が次条第一項の規定に該当する場合にあつては、当該政治団体の会計責任者であつた者。次項において同じ。）は、会計帳簿、明細書、領収書等及び振込明細書を、第二十条第一項の規定によりこれらに係る報告書の要旨が公表された日から三年を経過する日まで保存しなければならない。

2 政治団体の会計責任者は、第二十二条の五第二項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る文書を、第二十条第一項の規定により当該通知に係る同項に規定する報告書の要旨が公表された日から三年を経過する日まで保存しなければならない。

（政治団体の支部）

第十八条 政治団体（政治資金団体を除く。）が支部を有する場合は、当該政治団体の本部及び支部は、それぞれ一の政治団体とみなしてこの章の規定（これに係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、第六条第五項、第六条の二、第七条の二第三項、第十四条（前条第四項において準用する場合を含む。）及び次条の規定は、当該政治団体の支部については適用がないものとし、第九条第一項第一号リ中「その他の収入」とあるのは「その他の収入（寄附並びにイ、ホ及びチの収入並びに第十八条第三項に規定する交付金以外の収入をいう。）」と、第十二条第一項第一号ヌ中「リの収入」とあるのは「リの収入並びに第十八条第四項に規定する交付金」とし、その他のこの章の規定の当該政治団体の本部及び支部についての適用に關し必要な技術的読替えその他必要な事項は、政令で定め

る。

2～5　〔略〕

(政治団体以外の者が特定パーテイーを開催する場合の特例)

第十八条の二 政治団体以外の者が特定パーテイーになると見込まれる政治資金パーテイーを開催する場合には、当該政治団体以外の者は、当該政治資金パーテイーについては、当該政治資金パーテイーを開催しようとする時から政治団体とみなして、この章(第六条第五項、第六条の二、第七条の二、第十二条第一項第三号及び第三項、第十四条、第十七条第三項並びに前条の規定を除く。)の規定(これに係る罰則を含む。)を適用する。政治団体以外の者が開催する政治資金パーテイーが特定パーテイーになつたときも、同様とする。

2 前項の場合において、第六条第一項中「その組織の日又は第三条第一項各号若しくは前条第一項各号の団体となつた日(同項第二号)の団体にあつては次条第二項前段の規定による届出がされた日、第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体として新たに組織され又は新たに政治団体となつた団体にあつては第十九条の八第一項の規定による通知を受けた日」とあるのは「第十八条の二第一項の規定により政治団体以外の者が政治団体とみなされることとなつた日」と、「主としてその活動を行う区域」とあるのは「開催する政治資金パーテイーの開催場所」と、同項第一号及び第二号中「主としてその活動を行う」とあるのは「政治資金パーテ

る。

2～5　〔略〕

(政治団体以外の者が特定パーテイーを開催する場合の特例)

第十八条の二 政治団体以外の者が特定パーテイーになると見込まれる政治資金パーテイーを開催する場合には、当該政治団体以外の者は、当該政治資金パーテイーについては、当該政治資金パーテイーを開催しようとする時から政治団体とみなして、この章(第六条第五項、第六条の二、第七条の二、第十二条第一項第三号及び第三項、第十四条、第十六条第二項、第十七条第三項並びに前条の規定を除く。)の規定(これに係る罰則を含む。)を適用する。政治団体以外の者が開催する政治資金パーテイーが特定パーテイーになつたときも、同様とする。

2 前項の場合において、第六条第一項中「その組織の日又は第三条第一項各号若しくは前条第一項各号の団体となつた日(同項第二号)の団体にあつては次条第二項前段の規定による届出がされた日、第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体として新たに組織され又は新たに政治団体となつた団体にあつては第十九条の八第一項の規定による通知を受けた日」とあるのは「第十八条の二第一項の規定により政治団体以外の者が政治団体とみなされることとなつた日」と、「主としてその活動を行う区域」とあるのは「開催する政治資金パーテイーの開催場所」と、同項第一号及び第二号中「主としてその活動を行う」とあるのは「政治資金パーテ

イーを開催する」と、同条第二項中「綱領、党則、規約」とあるのは「当該政治資金パーティーの名称、開催年月日及び開催場所並びに当該政治資金パーティーの対価に係る収入の予定金額及び当該対価に係る収入の金額から当該政治資金パーティーに要する経費の金額を差し引いた残額を支出することとされている者の氏名（その者が団体である場合には、その名称）を記載した文書」と、「綱領等」とあるのは「開催計画書等」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第一項及び第二項」と、第六条の三中「主として活動を行う区域」とあるのは「政治資金パーティーの開催場所」と、第七条第一項中「綱領等」とあるのは「開催計画書等」と、第八条中「政治活動（選挙運動を含む。）」とあるのは「政治資金パーティーの開催」と、第八条の四中「その有する」とあるのは「政治資金パーティーの開催に関してされた収入に係る金銭等の全部又は一部に相当する」と、第九条第一項中「政治団体に係る」とあるのは「政治団体の開催する政治資金パーティーに係る」と、第十二条第一項中「の会計責任者」とあるのは「の代表者及び会計責任者」と、「毎年十二月三十一日現在で、当該政治団体に係るその年における収入、支出その他の事項で次に掲げるもの」とあるのは「当該政治団体の開催した政治資金パーティーに係る次に掲げる事項」と、「その日の翌日から三月以内（その間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合（第二十条第一項において「報告書の提出期限が延長される場合」という。）には、四月以内）」とあるのは「当該政治資金パーティ

イーを開催する」と、同条第二項中「綱領、党則、規約」とあるのは「当該政治資金パーティーの名称、開催年月日及び開催場所並びに当該政治資金パーティーの対価に係る収入の予定金額及び当該対価に係る収入の金額から当該政治資金パーティーに要する経費の金額を差し引いた残額を支出することとされている者の氏名（その者が団体である場合には、その名称）を記載した文書」と、「綱領等」とあるのは「開催計画書等」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第一項及び第二項」と、第六条の三中「主として活動を行う区域」とあるのは「政治資金パーティーの開催場所」と、第七条第一項中「綱領等」とあるのは「開催計画書等」と、第八条中「政治活動（選挙運動を含む。）」とあるのは「政治資金パーティーの開催」と、「寄附」とあるのは「当該政治資金パーティーに係る対価の支払」と、第八条の三中「その有する」とあるのは「政治資金パーティーの開催に関してされた収入に係る金銭等の全部又は一部に相当する」と、第九条第一項中「政治団体に係る」とあるのは「政治団体の開催する政治資金パーティーに係る」と、第十二条第一項中「の会計責任者」とあるのは「の代表者及び会計責任者」と、「毎年十二月三十一日現在で、当該政治団体に係るその年における収入、支出その他の事項で次に掲げるもの」とあるのは「当該政治団体の開催した政治資金パーティーに係る次に掲げる事項」と、「その日の翌日から三月以内（その間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合（第二十条第一項において「報告書の提出期限が延長される場合」という。）には、四月以内）」とあるのは「当該政治資金パーティ

ーの終了した日から三月以内」と、同項第一号中「全ての収入」とあるのは「全ての収入（予定される収入を含む。以下この号において同じ。）」と、同号ロ及びハ中「年間五万円」とあるのは「五万円」と、同項第二号中「全ての支出」とあるのは「全ての支出（予定される支出を含む。以下この号において同じ。）」と、同条第二項中「支出について」とあるのは「支出（予定される支出を除く。）について」と、第十六条中「次条第一項」とあるのは「第十八条の二第四項」と、第十七条第一項中「政治団体が解散し、又は目的の変更その他により政治団体でなくなつたとき」とあるのは「第十八条の二第一項の規定により政治団体とみなされる政治団体以外の者が第六条第一項の規定により届け出た政治資金パーテイーの開催を中止したとき」と、「会計責任者であつた者」とあるのは「会計責任者（報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。）」と、同条第二項中「第十二条第一項」とあるのは「第十二条第一項又は前項」と、「提出しない場合において、当該政治団体が当該提出期限までに当該提出期限の属する年の前年において同項の規定により提出すべき報告書をも提出していないものであるとき」とあるのは「提出しないとき」とし、その他のこの章の規定の当該政治団体以外の者についての適用に関し必要な技術的読替えその他必要な事項は、政令で定める。

という。）には、四月以内」とあるのは「当該政治資金パーテイーの終了した日から三月以内」と、同項第一号中「すべての収入」とあるのは「すべての収入（予定される収入を含む。以下この号において同じ。）」と、同号ロ及びハ中「年間五万円」とあるのは「五万円」と、同項第二号中「その年における対価」とあるのは「当該対価」と、同項第二号中「すべての支出」とあるのは「すべての支出（予定される支出を含む。以下この号において同じ。）」と、同条第二項中「支出について」とあるのは「支出（予定される支出を除く。）について」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第十八条の二第四項」と、第十七条第一項中「政治団体が解散し、又は目的の変更その他により政治団体でなくなつたとき」とあるのは「第十八条の二第一項の規定により政治団体とみなされる政治団体以外の者が第六条第一項の規定により届け出た政治資金パーテイーの開催を中止したとき」と、「会計責任者であつた者」とあるのは「会計責任者（報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。）」と、同条第二項中「第十二条第一項」とあるのは「第十二条第一項又は前項」と、「提出しない場合において、当該政治団体が当該提出期限までに当該提出期限の属する年の前年において同項の規定により提出すべき報告書をも提出していないものであるとき」とあるのは「提出しないとき」とし、その他のこの章の規定の当該政治団体以外の者についての適用に関し必要な技術的読替えその他必要な事項は、政令で定める。

第二十三条中「寄附」とあるのは「対価の支払」とし、その他のこの章の規定の当該政治団体以外の者についての適用に関し必要な技術的読替えその他必要な事項は、政令で定める。

第十九条の三及び第十九条の四

削除

(資金管理団体に対する寄附に係る通知)

第十九条の三 資金管理団体の届出をした公職の候補者は、その者が公職の候補者である間に政党から受けた政治活動に関する寄附に係る金銭等の全部又は一部に相当する金銭等を当該資金管理団体に取り扱わせるため当該資金管理団体に寄附するときは、文書で、その旨を当該資金管理団体の会計責任者に通知しなければならない。

2 資金管理団体の会計責任者は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る文書を、第二十条第一項の規定により当該通知に係る同項に規定する報告書の要旨が公表された日から三年を経過する日まで保存しなければならない。

(資金管理団体の会計帳簿の記載)

第十九条の四 資金管理団体の会計責任者は、特定寄附(資金管理団体の届出をした公職の候補者が前条第一項の規定により当該資金管理団体に対してする寄附をいう。以下同じ。)について、政治団体の会計責任者として第九条第一項の規定による会計帳簿の記載をするときは、前条第一項の規定により通知された事項を併せて記載しなければならない。

(資金管理団体の報告書の記載等)

〔削る〕

第十九条の五 資金管理団体（第十二条第一項又は第十七条第一項の規定により報告書に記載すべき収入及び支出があつた年において資金管理団体であつたものを含む。次条において同じ。）の会計責任者は、特定寄附について、政治団体の会計責任者として第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書の記載をするときは、その総額を併せて記載しなければならない。

（資金管理団体の報告書の記載等）

第十九条の五 資金管理団体（第十二条第一項又は第十七条第一項の規定により報告書に記載すべき収入及び支出があつた年において資金管理団体であつたものを含み、第十九条の七第一項に規定する国会議員関係政治団体であるものを除く。）の会計責任者が政治団体の会計責任者として行う第十二条第一項及び第二項又は第十七条第一項及び第四項の規定による報告書及び領収書等の写しの提出に係る第十二条第一項第二号の規定の適用については、同号中「経費以外の経費の支出」とあるのは、「経費以外の経費（第十九条第二項に規定する資金管理団体である間に行つた支出にあつては、人件費以外の経費）の支出」とする。

第十九条の五の二 資金管理団体（第十九条の七第一項に規定する国会議員関係政治団体であるものを除く。）の会計責任者が政治団体の会計責任者として行う第十二条第一項及び第二項又は第十七条第一項及び第四項の規定による報告書及び領収書等の写しの提出に係る第十二条第一項第二号の規定の適用については、同号中「経費以外の経費の支出」とあるのは、「経費以外の経費（第十九条第二項に規定する資金管理団体である間に行つた支出にあつては、人件費以外の経費）の支出」とする。

（国会議員関係政治団体に係る領収書等を徴し難かつた支出の明細書等の作成）

第十九条の十一 〔略〕

2 国会議員関係政治団体の会計責任者に係る第十六条の規定の適

（国会議員関係政治団体に係る領収書等を徴し難かつた支出の明細書等の作成）

第十九条の十一 〔略〕

2 国会議員関係政治団体の会計責任者に係る第十六条第一項の規

用については、同条中「及び振込明細書」とあるのは、「振込明細書及び領収書等を徵し難かつた支出の明細書等」とする。

(第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体についての適用)

第十九条の十二 第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体については、第十九条の九において読み替えて適用する第十一条、第十九条の十において読み替えて適用する第十二条第一項第二号、同条第二項及び前条第二項において読み替えて適用する第六条の規定は、第六条第一項又は第七条第一項の規定により当該会議員関係政治団体である旨の届出をした日から適用する。

(国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示)
第十九条の十六

219 [略]

20 前各項の規定は、国会議員関係政治団体が国会議員関係政治団体以外の政治団体となつた場合においても、第十六条の規定に基づき領収書等を保存しなければならない期間、当該政治団体を国会議員関係政治団体とみなして適用する。

21・22 [略]

(登録)

第十九条の十八

[略]

定の適用については、同項中「及び振込明細書」とあるのは、「振込明細書及び領収書等を徵し難かつた支出の明細書等」とする。

(第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体についての適用)

第十九条の十二 第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体については、第十九条の九において読み替えて適用する第十一条、第十九条の十において読み替えて適用する第十二条第一項第二号、同条第二項及び前条第二項において読み替えて適用する第六条第一項の規定は、第六条第一項又は第七条第一項の規定により当該国会議員関係政治団体である旨の届出をした日から適用する。

(国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示)
第十九条の十六

219 [略]

20 前各項の規定は、国会議員関係政治団体が国会議員関係政治団体以外の政治団体となつた場合においても、第十六条第一項の規定に基づき領収書等を保存しなければならない期間、当該政治団体を国会議員関係政治団体とみなして適用する。

21・22 [略]

(登録)

第十九条の十八

[略]

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の登録を受けることができない。

一 第二十六条の五又は第二十六条の六の罪を犯し刑に処せられ、

その執行を終わり、又はその執行を受けることのなくなつた日から三年を経過しない者

二・三 [略]

(収支報告書の要旨の公表)

第二十条 第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書を受理したときは、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、総務省令の定めるところにより、その要旨を公表しなければならない。この場合において、第十二条第一項の規定による報告書については、報告書の提出期限が延長される場合その他特別の事情がある場合を除き、当該報告書が提出された年の九月三十日までに公表するものとする。

2・3 [略]

[削る]

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の登録を受けることができない。

一 第二十六条の六又は第二十六条の七の罪を犯し刑に処せられ、

その執行を終わり、又はその執行を受けることのなくなつた日から三年を経過しない者

二・三 [略]

(収支報告書の要旨の公表)

第二十条 第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書を受理したときは、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、総務省令の定めるところにより、その要旨を公表しなければならない。この場合において、第十二条第一項の規定による報告書については、報告書の提出期限が延長される場合その他特別の事情がある場合を除き、当該報告書が提出された年の十一月三十日までに公表するものとする。

2・3 [略]

4 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、第一項の規定にかかるらず、インターネットの利用その他の適切な方法により同項の報告書を公表するときは、当該報告書の要旨を公表することを要しない。この場合において、インターネットの利用その他の適切な方法による当該報告書の公表は、同項の規定による報告書の要旨の公表とみなす。

〔削る〕

(収支報告書等に係る情報の公開)

第二十条の三 第十二条第一項若しくは第十七条第一項の規定による報告書又はこれに添付し、若しくは併せて提出すべき書面(以下この条において「収支報告書等」という。)で第二十条第一項の規定により当該報告書の要旨が公表される前のものに係る行政機関の保有する情報の公開に関する法律第三条の規定による開示の請求があつた場合においては、当該要旨が公表される日前は同法第九条第一項の決定を行わない。

2| 前項に規定する開示の請求があつた場合における行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定については、同法第十一条第一項中「開示請求があつた日から三十日以内」とあるのは「政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第二十条第一項の規定により要旨が公表された日から同日後三十日を経過するまでの間」と、同法第十一條中「開示請求があつた日から六十日以内」とあるのは「政治資金規正法第二十条第一項の規定により要旨が公表された日から同日後六十日を経過する日までの間」とする。

3| 都道府県は、第一項の規定の例により、収支報告書等に係る情報の開示を行うものとする。

第五章 寄附に関する制限

(団体の寄附の禁止)

第二十一条 法人その他の団体(政治団体を除く。次項において同じ。)は、政治活動に関する寄附又は寄附のあつせんをしてはなら

第五章 寄附等に関する制限

(会社等の寄附の制限)

第二十一条 会社、労働組合(労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)第二条に規定する労働組合をいう。第三項並びに第二十一

ない。

2| 何人も、法人その他の団体に対して、政治活動に関する寄附をすること又は寄附のあつせんをすることを勧誘し、又は要求してはならない。

3| 何人も、第一項の規定に違反してされる寄附又は同項の規定に違反してされる寄附のあつせんに係る寄附を受けてはならない。

条の三第一項及び第二項において同じ。）、職員団体（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第一百八条の二又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条に規定する職員団体をいう。第三項並びに第二十一条の三第一項及び第二項において同じ。）その他の団体は、政党及び政治資金団体以外の者に対しては、政治活動に関する寄附をしてはならない。

2| 前項の規定は、政治団体がする寄附については、適用しない。
3| 何人も、会社、労働組合、職員団体その他の団体（政治団体を除く。）に対して、政治活動に関する寄附（政党及び政治資金団体に対するものを除く。）をすることを勧誘し、又は要求してはならない。

4| 第一項及び前項の規定の適用については、政党の支部で、一以上の市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、その区又は総合区の区域）又は公職選挙法第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる支部以外のものは、政党及び政治資金団体以外のそれぞれ一の政治団体とみなす。

（公職の候補者の政治活動に関する寄附の禁止）

第二十一条の二 何人も、公職の候補者の政治活動（選挙運動を除く。）に関して寄附（金銭等によるものに限るものとし、政治団体に対するものを除く。）をしてはならない。

2| 何人も、前項の規定に違反することを勧誘し、又は要

（公職の候補者の政治活動に関する寄附の禁止）

第二十一条の二 「同上」

2| 前項の規定は、政党がする寄附については、適用しない。

求してはならない。

- 3 | 何人も、第一項の規定に違反してされる寄附を受けてはならない。

(寄附の総額の制限)

第二十一条の三 個人のする政治活動に関する寄附は、各年中において、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる額を超えることがで

- 一 政党及び政治資金団体に対してする寄附 千万円
二 政党及び政治資金団体以外の者に対してする寄附 五百萬円

〔新設〕

(寄附の総額の制限)

第二十一条の三 政党及び政治資金団体に対してされる政治活動に関する寄附は、各年中において、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる額を超えることができない。

- 一 個人のする寄附 二千万円
二 会社のする寄附

次の表の上欄に掲げる会社の資本金の額又は出資の金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額

〔表 略〕

三 労働組合又は職員団体のする寄附

次の表の上欄に掲げる労働組合の組合員又は職員団体の構成員（次項において「組合員等」という。）の数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額

〔表 略〕

四 前二号の団体以外の団体（政治団体を除く。）のする寄附

次の表の上欄に掲げる団体の前年における年間の経費の額の区分に応じ、それぞれ同表の下

欄に掲げる額

〔表 略〕

〔削る〕

2|

資本金の額若しくは出資の金額が百億円以上の会社、組合員等の数が十五万人以上の労働組合若しくは職員団体又は前年における年間の経費の額が八千万円以上の前項第四号の団体については、同項第二号から第四号までに掲げる額は、三千万円に、それぞれ資本金の額若しくは出資の金額が五十億円を超える金額五十億円ごと、組合員等の数が十万人を超える数五万人ごと、又は前年における年間の経費の額が六千万円を超える金額二千万円ごとに五百万円（その合計額が三千万円に達した後においては、三百万円）を加算した金額（その加算する金額の合計額が七千万円を超える場合には、七千万円を加算した金額）として、同項の規定を適用する。

3|

個人のする政治活動に関する寄附で政党及び政治資金団体以外の者に対してされるものは、各年中において、千万円を超えることができない。

4|

第一項及び前項の規定は、特定寄附及び遺贈によつてする寄附については、適用しない。

〔新設〕

2| 前項の規定は、遺贈によつてする寄附については、適用しない。
3| 何人も、第一項の規定に違反してされる寄附を受けてはならぬ
い。

〔削る〕

5|

第一項第二号に規定する資本金の額又は出資の金額、同項第三号に規定する組合員等の数及び同項第四号に規定する年間の経費の額の計算その他同項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

(同一の者に対する寄附の制限)

第二十二条 政党及び政治資金団体以外の政治団体のする政治活動に関する寄附は、各年中において、政党及び政治資金団体以外の同一の政治団体に対しては、五千万円を超えることができない。

2 個人のする政治活動に関する寄附は、各年中において、政党及び政治資金団体以外の同一の者に対しては、百五十万円を超えることができない。

3 前項の規定は、遺贈によつてする寄附については、適用しない。

4 何人も、第一項又は第二項の規定に違反してされる寄附を受けてはならない。

(同一の者に対する寄附の制限)

第二十二条 [同上]

2 [同上]

3 前項の規定は、資金管理団体の届出をした公職の候補者が当該資金管理団体に対してする寄附及び遺贈によつてする寄附については、適用しない。

[新設]

(量的制限等に違反する寄附の受領の禁止)

第二十二条の二 何人も、第二十一条第一項、第二十一条の二第一項、第二十二条の三第一項及び第二項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の規定のいずれかに違反してされる寄附を受けてはならない。

(寄附の質的制限)

第二十二条の三 国から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金

(試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わ

ないもの及び政党助成法（平成六年法律第五号）第三条第一項の規定による政党交付金（同法第二十七条第一項の規定による特定交付金を含む。）を除く。第四項において同じ。）の交付の決定（利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。第四項において同じ。）を受けた会社その他の法人は、当該給付金の交付の決定の通知を受けた日から同日後一年を経過する日（当該給付金の交付の決定の全部の取消しがあつたときは、当該取消しの通知を受けた日）までの間、政治活動に関する寄附をしてはならない。

2| 国から資本金、基本金その他これらに準ずるもの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人は、政治活動に関する寄附をしてはならない。

3| 前二項の規定は、これらの規定に該当する会社その他の法人が、地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者、これらの者に係る資金管理団体又はこれらの者に係る第三条第一項第二号若しくは第三号口の規定に該当する政治団体に対してする政治活動に関する寄附については、適用しない。

4| 第一項及び第二項の規定は、次の各号に掲げる会社その他の法人が、当該各号の地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者、これらの者に係る資金管理団体又はこれらの者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する政治団体に対してする政治活動に関する寄附について準用する。

一 地方公共団体から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金の交付の決定を受けた会社その他の法人

二 地方公共団体から資本金、基本金その他これらに準ずるもの
全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人

5| 何人も、第一項又は第二項（これらの規定を前項において準用す
る場合を含む。）の規定の適用を受ける者であることを知りながら、
その者に対して、政治活動に関する寄附をすることを勧誘し、又は
要求してはならない。

6| 何人も、第一項又は第二項（これらの規定を第四項において準用す
る場合を含む。）の規定に違反してされる寄附であることを知り
ながら、これを受けてはならない。

〔削る〕

第二十二条の四 三事業年度以上にわたり継続して政令で定める欠
損を生じている会社は、当該欠損がうめられるまでの間、政治活動
に関する寄附をしてはならない。

2| 何人も、前項の規定に違反してされる寄附であることを知りなが
ら、これを受けてはならない。

（寄附の質的制限等）

第二十二条の二 何人も、外国人、外国法人又はその主たる構成員が
外国人若しくは外国法人である団体その他の組織から、政治活動に
関する寄附を受けてはならない。

第二十二条の五 何人も、外国人、外国法人又はその主たる構成員が
外国人若しくは外国法人である団体その他の組織（金融商品取引法
第二条第十六項に規定する金融商品取引所（以下この項において単
に「金融商品取引所」という。）に上場されている株式を発行して
いる株式会社のうち定時株主総会において議決権を行使するこ
ができる者を定めるための会社法（平成十七年法律第八十六号）第

百二十四条第一項に規定する基準日（以下この項において「定時株主総会基準日」という。）を定めた株式会社であつて直近の定時株主総会基準日が一年以内にあつたものにあつては、当該定時株主総会基準日において外国人又は外国法人が発行済株式の総数の過半数に当たる株式を保有していたもの（から、政治活動に関する寄附を受けてはならない。ただし、日本法人であつて、その発行する株式が金融商品取引所において五年以上継続して上場されているもの（新設合併又は株式移転により設立された株式会社（当該新設合併により消滅した会社又は当該株式移転をした会社のすべてが株式会社であり、かつ、それらの発行していた株式が当該新設合併は当該株式移転に伴い上場を廃止されるまで金融商品取引所において上場されていたものに限る。）のうちその発行する株式が当該新設合併又は当該株式移転に伴い金融商品取引所において上場されてから継続して上場されており、かつ、上場されている期間が五年に満たないものであつて、当該上場されている期間と、当該新設合併又は当該株式移転に伴い上場を廃止された株式がその上場を廃止されるまで金融商品取引所において継続して上場されていた期間のうち最も短いものとを合算した期間が五年以上であるものを含む。）がする寄附については、この限りでない。

2) 前項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定するものは、政治活動に関する寄附をするときは、同項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定するものである旨を、文書で、当該寄附を受ける者に通知しなければならない。

第二十二条の三　〔略〕

第二十二条の六　〔略〕

第二十二条の四　何人も、第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書における第十二条第一項第一号ロの記載を免れる目的をもつて、各年中において、二以上の政治団体に対する政治活動に関する寄附をさせてはならない。

〔新設〕

第二十二条の五　〔略〕

第二十二条の六の二　〔略〕

第二十二条の三第五項の規定は、前項の場合について準用する。

〔新設〕

(政治資金団体に係る寄附の方法の制限)

第二十二条の六　〔略〕

第二十二条の六の二　〔略〕

第二十二条の三第五項の規定は、前項の場合について準用する。

(寄附のあつせんに関する制限)

第二十二条の七　〔略〕

(政治資金バーイーの対価の支払に関する制限)

第二十二条の八　政治資金バーイーを開催する者は、一の政治資金バーイーにつき、同一の者から、百五十万円を超えて、当該政治

資金バーイーの対価の支払を受けはならない。

2| 政治資金バーイーを開催する者は、当該政治資金バーイーの対価の支払を受けようとするときは、あらかじめ、当該対価の支払をする者に対し、当該対価の支払が政治資金バーイーの対価の支

払である旨を書面により告知しなければならない。

3 | 何人も、政治資金。バー。ティーの対価の支払をする場合において、第一の政治資金。バー。ティーにつき、百五十万円を超えて、当該政治資

金。バー。ティーの対価の支払をしてはならない。

4 | 第二十二条の六第一項及び第三項並びに前条の規定は、政治資金。バー。ティーの対価の支払について準用する。この場合において、第二十二条の六第一項中「政治活動に関する寄附」とあり、及び同条第三項中「寄附」とるのは「政治資金。バー。ティーの対価の支払」と、前条第一項中「政治活動に関する寄附に係る寄附のあつせん」と、あるのは「政治資金。バー。ティーの対価の支払のあつせん」と、「当該寄附のあつせん」とあるのは「当該対価の支払のあつせん」と、「当該寄附のあつせん」とあるのは「当該対価の支払のあつせん」と、同条第二項中「政治活動に関する寄附に係る寄附のあつせん」とあるのは「政治資金。バー。ティーの対価の支払のあつせん」と、「寄附」とあるのは「対価の支払」と、「当該寄附」とあるのは「当該対価として支払われる金額等」と読み替えるものとする。

5 | 第二項に規定する告知に係る書面に記載すべき文言については、総務省令で定める。

(政治活動に関する寄附への公務員の関与等の制限)

第二十二条の七 国若しくは地方公共団体の公務員又は行政執行法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。）若しくは特定地方独

(政治活動に関する寄附又は政治資金。バー。ティーの対価の支払への公務員の関与等の制限)

第二十二条の九 国若しくは地方公共団体の公務員又は行政執行法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。）若しくは特定地方独

立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号））第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員で次に掲げるものは、その地位を利用して、政治活動に関する寄附を求め、若しくは受け、又は自己以外の者がする政治活動に関する寄附に関与してはならない。

立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号））第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員で次に掲げるものは、その地位を利用して、政治活動に関する寄附を求め、若しくは受け、若しくは自己以外の者がする政治活動に関する寄附に関与し、又は政治資金パーティーに対価を支払つて参加することを求め、若しくは政治資金パーティーの対価の支払を受け、若しくは自己以外の者がするこれらの行為に関与してはならない。

一　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第二項に規定する一般職に属する職員（顧問、参与その他の非常勤職員で政令で定めるものを除く。）

二～四　〔略〕

五　地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第二項に規定する一般職に属する職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第四号に規定する職員で政令で定めるもの及び同法附則第五項に規定する単純な労務に雇用される職員を除く。）

六　〔略〕

2　〔略〕

第二十三条　政治団体が第八条の規定に違反して寄附を受け、又は支出をしたときは、当該政治団体の役職員又は構成員として当該違反行為をした者は、七年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処す

第二十三条　政治団体が第八条の規定に違反して寄附を受け、又は支出をしたときは、当該政治団体の役職員又は構成員として当該違反行為をした者は、五年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処す

る。

第二十三条の二 第八条の二第二項の規定に違反して告知をしなかつた者（会社、政治団体その他の団体（以下この章において「団体」という。）にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）は、五年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一 第九条の規定に違反して会計帳簿を備えず、又は同条若しくは第十八条第三項の規定に違反して第九条第一項の会計帳簿に記載すべき事項の記載をせず、若しくはこれに虚偽の記入をした者

二・三　〔略〕

四 第十六条（第十九条の十一第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に違反して会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かつた支出の明細書等又は振込明細書を保存しない者

五 第十六条（第十九条の十一第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により保存すべき会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かつた支出の明細書等又は振込明

〔新設〕

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者（会社、政治団体その他の団体（以下この章において「団体」という。）にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第九条の規定に違反して会計帳簿を備えず、又は同条、第十八条第三項若しくは第十九条の四の規定に違反して第九条第一項の会計帳簿に記載すべき事項の記載をせず、若しくはこれに虚偽の記入をした者

二・三　〔略〕

四 第十六条第一項（第十九条の十一第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に違反して会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かつた支出の明細書等又は振込明細書を保存しない者

五 第十六条第一項（第十九条の十一第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により保存すべき会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かつた支出の明細書等又は振込明

る。

細書に虚偽の記入をした者

六・七　〔略〕

第二十五条　次の各号のいずれかに該当する者は、七年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一・一の二　〔略〕

二　第十二条、第十七条又は第十八条第四項の規定に違反して第十二条第一項若しくは第十七条第一項の報告書又はこれに併せて提出すべき書面に記載すべき事項の記載をしなかつた者

三　〔略〕

〔削る〕

第二十五条の二　次の各号のいずれかに該当する者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）は、五年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

- 一　第二十一条第一項、第二十二条の二第一項又は第二十二条の三第一項の規定に違反して寄附をした者
二　第二十一条第一項の規定に違反して寄附のあつせんをした者
三　第二十二条第二項又は第二十二条の二第二項の規定に違反し

込明細書に虚偽の記入をした者

六・七　〔略〕

第二十五条　次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一・一の二　〔略〕

二　第十二条、第十七条、第十八条第四項又は第十九条の五の規定に違反して第十二条第一項若しくは第十七条第一項の報告書又はこれに併せて提出すべき書面に記載すべき事項の記載をしなかつた者

三　〔略〕

2| 前項の場合（第十七条の規定に係る違反の場合を除く。）において、政治団体の代表者が当該政治団体の会計責任者の選任及び監督について相当の注意を怠つたときは、五十万円以下の罰金に処する。

〔新設〕

て寄附することを勧誘し、又は要求した者

四 第二十二条第二項の規定に違反して寄附のあつせんをすることを勧誘し、又は要求した者

五 第二十二条第三項の規定に違反して寄附を受け、又は寄附のあつせんに係る寄附を受けた者

六 第二十二条の二第三項、第二十二条の二又は第二十二条の三第三項の規定に違反して寄附を受けた者

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条の三第一項又は第二十二条第一項若しくは第二項の規定に違反して寄附をした者

〔削る〕

二 第二十二条の三第三項又は第二十二条第四項の規定に違反して寄附を受けた者

三 第二十二条の四の規定に違反して寄附をさせた者

〔削る〕

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第一項、第二十二条の二第一項、第二十二条の三第一項及び第二項若しくは第三項又は第二十二条第一項若しくは第二項の規定に違反して寄附をした者

二 第二十二条第三項の規定に違反して寄附することを勧誘し、又は要求した者

三 第二十二条の二の規定に違反して寄附を受けた者

〔新設〕

第二十六条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条の三第一項又は第二項（これらの規定を同条第四項

において準用する場合を含む。)の規定に違反して寄附をした会社その他の法人の役職員として当該違反行為をした者

二 第二十二条の三第五項の規定に違反して寄附することを勧誘し、又は要求した者(団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者)

三 第二十二条の三第六項、第二十二条の五第一項又は第二十二条の六第三項の規定に違反して寄附を受けた者(団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者)

四 第二十二条の六第一項の規定に違反して寄附をした者(団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者)

五 第二十二条の八第四項において準用する第二十二条の六第一項の規定に違反して対価の支払をした者(団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者)

六 第二十二条の八第四項において準用する第二十二条の六第三項の規定に違反して対価の支払を受けた者(団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者)

〔削る〕

第二十六条の三 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条の四第一項の規定に違反して寄附をした会社の役職員として当該違反行為をした者
- 二 第二十二条の四第二項の規定に違反して寄附を受けた者(団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者)

者)

三 第二十二条の八第一項の規定に違反して対価の支払を受けた者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

四 第二十二条の八第二項の規定に違反して告知をしなかつた者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

五 第二十二条の八第三項の規定に違反して対価の支払をした者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

第六条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条の六第一項の規定に違反して寄附のあつせんに係る行為をした者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

〔削る〕

第六条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条の七第一項の規定に違反して寄附のあつせんに係る行為をした者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

二 第二十二条の八第四項において準用する第二十二条の七第一項の規定に違反して対価の支払のあつせんに係る行為をした者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

三 第二十二条の九第一項の規定に違反して政治活動に関する寄附を求め、若しくは受け、又は自己以外の者がする政治活動に関する寄附に関与した者

二 第二十二条の七第一項の規定に違反して政治活動に関する寄附を求め、若しくは受け、又は自己以外の者がする政治活動に関する寄附に関与した者

三 第二十二条の九第一項の規定に違反して政治活動に関する寄附を求め、若しくは受け、若しくは自己以外の者がする政治活動に関する寄附に関与し、又は政治資金パーティーに対価を支払

つて参加することを求め、若しくは政治資金バークレーの対価の支払を受け、若しくは自己以外の者がするこれらの行為に関与した者

三 第二十二条の七第二項の規定に違反して同条第一項各号に掲げる国若しくは地方公共団体の公務員又は行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の職員に対し同項の規定により当該公務員又は職員がしてはならない行為をすることを求めた者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

第二十六条の三 第二十二条の六第二項の規定に違反して寄附を集めた者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）は、二十万円以下の罰金に処する。

〔削る〕

第二十六条の五 次の各号の一に該当する者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条の七第二項の規定に違反して寄附を集めた者
二 第二十二条の八第四項において準用する第二十二条の七第二項の規定に違反して対価として支払われる金銭等を集めた者

第二十六条の四 政治団体の役職員若しくは構成員又は会計責任者が、第二十三条から第二十五条まで、第二十五条の二第一号（第二十一条第一項に係る部分を除く。）及び第三号から第六号まで、第二十六条第一号（第二十二条第一項に係る部分に限る。）、第二号

〔新設〕

及び第三号、第二十六条の二第一号及び第三号、前条並びに第二十七条第二項本文の規定の違反行為をした場合において、当該政治団

体の代表者が第八条の五に規定する監督について相当の注意を怠つたときは、当該違反行為に係る当該各条の刑に処する。この場合において、当該違反行為が同項本文の規定に係るものであるときは、同項ただし書の規定を準用する。

第二十六条の五・第二十六条の六　〔略〕

第二十七条 第二十三条及び第二十四条から第二十六条の二まで並びにこれらの規定（第二十五条の二第一号（第二十一条第一項に係る部分に限る。）及び第二号、第二十六条第一号（第二十一条の三第一項及び第二十二条第二項に係る部分に限る。）並びに第二十六条の二第二号を除く。）の違反行為に係る第二十六条の四の罪を犯した者には、情状により、拘禁刑及び罰金を併科することができる。

2 重大な過失により、第二十四条及び第二十五条の罪を犯した者も、これを处罚するものとする。ただし、裁判所は、情状により、その刑を減輕することができる。

第二十七条 第二十三条、第二十四条、第二十五条第一項、第二十六条、第二十六条の二及び第二十六条の四の罪を犯した者には、情状により、拘禁刑及び罰金を併科することができる。

2 重大な過失により、第二十四条及び第二十五条第一項の罪を犯した者も、これを处罚するものとする。ただし、裁判所は、情状により、その刑を減輕することができる。

第二十八条 第二十三条から第二十六条の四まで及び前条第二項の罪を犯し罰金の刑に処する確定裁判を受けた者は、その裁判が確定した日から五年間、公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

第二十八条 第二十三条から第二十六条の五まで及び前条第二項の罪を犯し罰金の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から五年間（刑の執行猶予の言渡しを受けた者については、その裁判が確定した日から刑の執行を受けることとなるまでの間）、公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

2 第二十三条、第二十四条から第二十六条の二まで、第二十六条の

2 第二十三条、第二十四条、第二十五条第一項、第二十六条、第二

四及び前条第二項の罪を犯し拘禁刑に処する確定裁判を受けた者は、その裁判が確定した日から刑の執行を終わるまでの間若しくは刑の時効による場合を除くほか刑の執行の免除を受けるまでの間及びその後五年間又はその裁判が確定した日から刑の執行を受けたことがなくなるまでの間（刑の執行猶予の言渡しを受け、当該執行猶予の言渡しを取り消されることなく当該執行猶予の期間を経過した者については、その裁判が確定した日から五年間）、公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

3 裁判所は、情状により、刑の言渡しと同時に、第一項に規定する者に対し同項の五年間にについて選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用せず、若しくはその期間のうちこれを適用すべき期間を短縮する旨を宣告し、又は前項に規定する者に対し同項の五年間のうち選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用すべき期間を短縮する旨を宣告することができる。

3 裁判所は、情状により、刑の言渡しと同時に、第一項に規定する者に対し同項の五年間若しくは刑の執行猶予中の期間について選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用せず、若しくはその期間のうちこれを適用すべき期間を短縮する旨を宣告し、又は前項に規定する者に対し同項の五年間若しくは刑の執行猶予の言渡しを受けた場合にはその執行猶予中の期間のうち選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用すべき期間を短縮する旨を宣告することができる。

4 [略]

第二十八条の二 第二十三条、第二十五条の二第五号及び第六号、第二十六条第二号並びに第二十六条の二第二号の規定の違反行為により受けた寄附に係る財産上の利益（第二十二条の三第四項に規定する寄附に係る金銭又は物品を除く。）は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第二十八条の二 第二十三条、第二十六条第三号、第二十六条の二第三号、第二十六条の三第二号及び第二十六条の四第三号の規定の違反行為により受けた寄附に係る財産上の利益（第二十二条の六第四項に規定する寄附に係る金銭又は物品を除く。）は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴

十六条の二、第二十六条の四及び前条第二項の罪を犯し拘禁刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から刑の執行を終わるまでの間若しくは刑の時効による場合を除くほか刑の執行の免除を受けたまでの間及びその後五年間又はその裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間、公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

第二十八条の三 団体の役職員又は構成員が、第二十三条、第二十三条の二及び第二十五条の二から第二十六条の三までの規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その団体に対して当該各条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により第二十三条及び第二十五条の二の違反行為につき団体に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

3 [略]

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外)

第三十二条の三 第十六条（第十九条の十一第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により保存すべき書類については、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条及び第四条の規定は、適用しない。

(事務の区分)

第三十三条の二 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

する。

第二十八条の三 団体の役職員又は構成員が、第二十三条及び第二十六条から第二十六条の五までの規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その団体に対して当該各条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により第二十三条の違反行為につき団体に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同条の罪についての時効の期間による。

3 [略]

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外)

第三十二条の三 第十六条（第十九条の十一第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第十九条の三第二項の規定により保存すべき書類については、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条及び第四条の規定は、適用しない。

(事務の区分)

第三十三条の二 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

託事務とする。

一 第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第六条の三、第七条第一項、第七条の二第一項及び第二項（第七条第四項において準用する場合を含む。）、第七条の三第一項、第十二条第一項、第十七条第一項及び第三項、第十八条第五項、第十九条第二項及び第三項、第十九条の二、第十九条の十六、第二十条第一項及び第三項、第二十条の二、第二十二条の三第五項（第二十二条の五第五項において準用する場合を含む。）並びに第三十一条の規定により都道府県が処理することとされている事務

二・三　〔略〕

2

一 第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第六条の三、第七条第一項、第七条の二第一項及び第二項（第七条第四項において準用する場合を含む。）、第七条の三第一項、第十二条第一項、第十七条第一項及び第三項、第十八条第五項、第十九条第二項及び第三項、第十九条の二、第十九条の十六、第二十条第一項及び第三項、第二十条の二、第二十二条の六第五項（第二十二条の六の二第五項において準用する場合を含む。）並びに第三十一条の規定により都道府県が処理することとされている事務

二・三　〔略〕

2

○政治資金規正法の一部を改正する法律（平成六年法律第四号）（抄）

（附則第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則	附 則
第九条及び第十条 削除	第九条 削除
（見直し）	第十条 この法律の施行後五年を経過した場合においては、政治資金の個人による拠出の状況を踏まえ、政党財政の状況等を勘案し、会社、労働組合その他の団体の政党及び政治資金団体に対してする寄附のあり方について見直しを行うものとする。

○政治資金規正法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第二百三十三号）（抄）（附則第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則	附 則
第十五条 削除	<p>（検討）</p> <p>第十五条 新政治資金規正法第二十二条の五の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新政治資金規正法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。</p>

		改 正 案	現 行
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）	〔略〕	別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。	別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）	〔略〕	別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。	別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。
イ 第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第六条の三、第七条第一項、第七条の二第一項及び第二項（第十七条第四項において準用する場合を含む。）、第七条の三第一項、第十	〔略〕		

〔略〕	
〔略〕	<p>二　〔略〕</p> <p>口・ハ　〔略〕</p> <p>二　〔略〕</p>

二条第一項、第十七条第一項及び第三項、第十八条第五項、第十九条第二項及び第三項、第十九条の二、第十九条の十六、第二十条第一項及び第三項、第二十条の二、第二十二条の三第五項（第二十二条の五第五項において準用する場合を含む。）並びに第三十一条の規定により都道府県が処理することとされている事務

〔略〕	
〔略〕	<p>二　〔略〕</p> <p>口・ハ　〔略〕</p> <p>二　〔略〕</p>

二条第一項、第十七条第一項及び第三項、第十八条第五項、第十九条第二項及び第三項、第十九条の二、第十九条の十六、第二十条第一項及び第三項、第二十条の二、第二十二条の六第五項（第二十二条の六の二第五項において準用する場合を含む。）並びに第三十一条の規定により都道府県が処理することとされている事務

○郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）（抄）（附則第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（無尽業法等の一部改正に伴う経過措置）	（無尽業法等の一部改正に伴う経過措置）
第五十八条 旧郵便貯金は、第七条、第八条、第二十条、第二十二条、第二十四条、第二十八条、第三十九条、第四十三条、第八十八条、第一百八条及び第一百十一条の規定による改正後の次に掲げる法律の規定の適用については、銀行への預金とみなす。	第五十八条 旧郵便貯金は、第七条、第八条、第二十条、第二十二条、第二十四条、第二十八条、第三十九条、第四十三条、第八十八条、第一百八条及び第一百十一条の規定による改正後の次に掲げる法律の規定の適用については、銀行への預金とみなす。
一・二 「略」	一・二 「略」
三 政治資金規正法第八条の四第一号、第九条第一項第三号イ及び第十二条第一項第三号ホ	三 政治資金規正法第八条の三第一号、第九条第一項第三号イ及び第十二条第一項第三号ホ
四〇二十一 「略」	四〇二十一 「略」